

第10回 六角川水系流域治水協議会 会議資料

議事1 規約の改正について

令和8年5月22日

六角川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「六角川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、六角川水系で発生した令和元年8月及び令和3年8月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、六角川流域においてあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系六角川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(実務者会議)

第6条 協議会に必要に応じ個別課題毎に実務者会議を置くことができるものとする。

2 実務者会議の構成は、個別の課題毎に任意で構成できるものとする。

- 3 実務者会議の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 4 実務者会議は、本協議会で行う取組及び関連する事項について、個別課題等の調査、検討及び調整等を具体的に行うことを目的とし、結果について幹事会へ報告する。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 六角川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」策定と公表。
- 4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び実務者会議は、原則非公開とし、幹事会及び実務者会議の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会を円滑に行うため事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、佐賀県県土整備部河川砂防課及び九州地方整備局武雄河川事務所防災情報課に置く。
- 3 実務者会議の事務局は、実務者会議毎に設置するものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、令和3年12月20日から施行する。

(附則)

第13条 本規約は、令和5年3月29日から施行する。

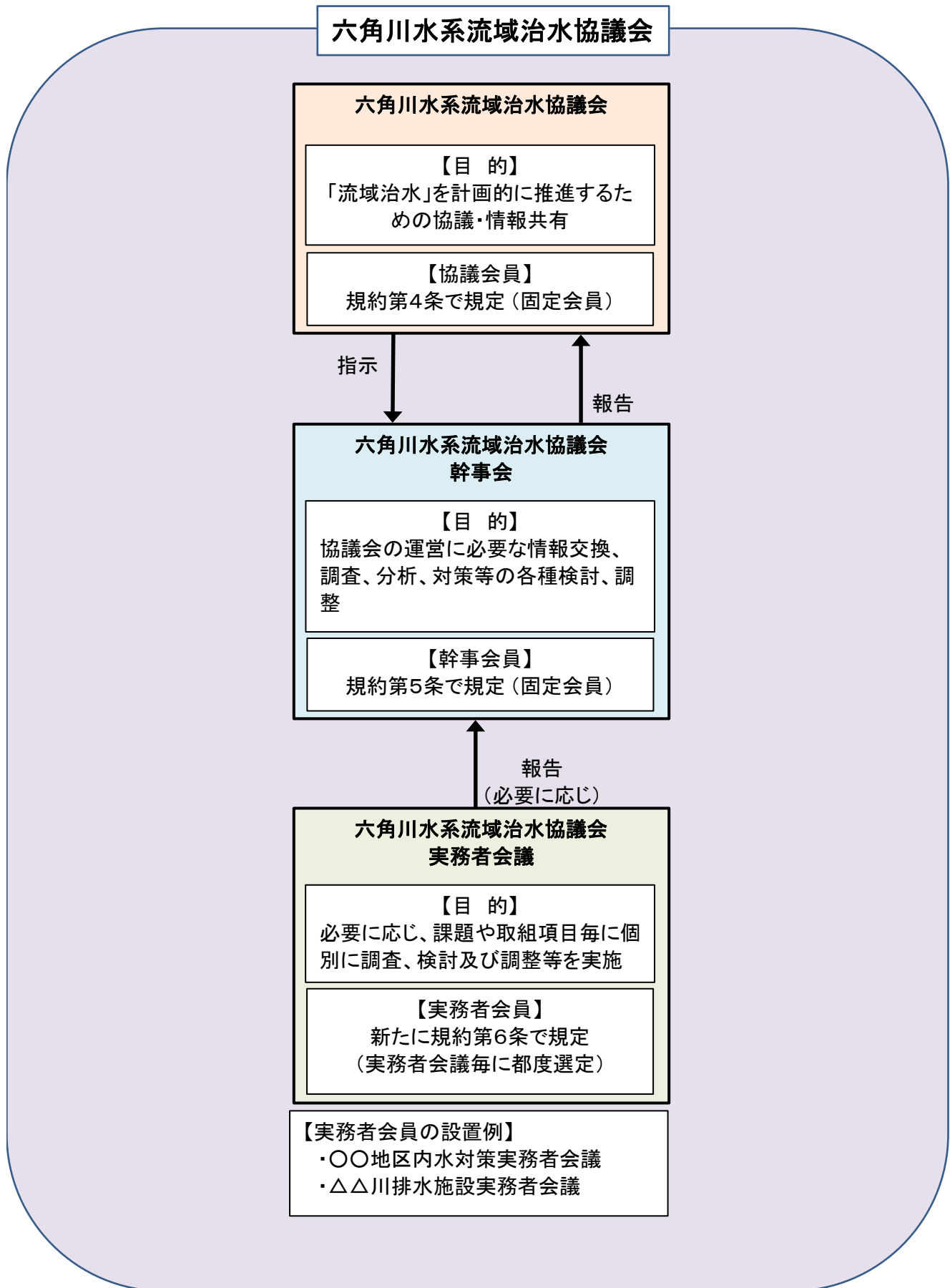
別紙1 六角川水系流域治水協議会 名簿

- ・ 多久市長
- ・ 武雄市長
- ・ 小城市長
- ・ 大町町長
- ・ 江北町長
- ・ 白石町長
- ・ 佐賀県 政策部（危機管理・報道局）危機管理防災課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 農山村課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 森林整備課長
- ・ 佐賀県 農林水産部 林業課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 まちづくり課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 下水道課長
- ・ 佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
- ・ 佐賀県 佐賀土木事務所長
- ・ 佐賀県 杵藤土木事務所長
- ・ 気象庁 佐賀地方气象台長
- ・ 農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
- ・ 林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署長
- ・ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長
- ・ 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所長

別紙2 六角川水系流域治水協議会幹事会 名簿

- ・多久市 防災安全課長、都市建設課長、農林課長、環境課長
- ・武雄市 防災・減災課長、農林課長、建設課長、都市政策課長、下水道課長、治水対策課長
- ・小城市 防災対策課長、農林水産課長、農村整備課長、建設課長、下水道課長、都市計画課長
- ・大町町 総務課長、企画政策課長、町民課長、農林建設課長
- ・江北町 総務政策課長、~~地域振興課長~~、~~基盤整備課長~~地域づくり課長
- ・白石町 総務課長、企画財政課長、生活環境課長、農村整備課長、建設課長
- ・佐賀県 政策部（危機管理・報道局）危機管理防災課 副課長
- ・佐賀県 農林水産部 農山村課副課長、農地整備課~~技術監副課長~~、森林整備課副課長、林業課副課長
- ・佐賀県 県土整備部 まちづくり課~~技術監副課長~~、下水道課副課長、河川砂防課副課長
- ・佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
- ・佐賀県 杵藤土木事務所 副所長
- ・気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官
- ・農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
- ・林野庁 九州森林管理局 佐賀森林管理署 次長
- ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所 主幹
- ・国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 副所長（技術）

【参考資料】 六角川水系流域治水協議会の構成図



(案)

~~嘉瀬川~~・六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「~~嘉瀬川~~・六角川流域大規模氾濫に関する減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、~~嘉瀬川~~・六角川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、~~嘉瀬川、祇園川~~・六角川、牛津川、武雄川、その他~~嘉瀬川流域ならびに~~六角川流域における一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

(案)

- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、佐賀県河川砂防課及び武雄河川事務所防災情報課に置く。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、平成28年5月23日から施行する。
本規約は、平成28年8月23日から施行する。
本規約は、平成29年5月23日から施行する。
本規約は、平成30年2月 5日から施行する。
本規約は、令和 8年5月22日から施行する。

(案)

別表1 ~~嘉瀬川~~六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所長

気象庁 佐賀地方气象台長

~~佐賀市長~~

多久市長

武雄市長

小城市長

大町町長

江北町長

白石町長

佐賀県 政策部（危機管理・報道局）~~危機管理~~防災課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

佐賀県 杵藤土木事務所長

(案)

別表2 ~~嘉瀬川~~六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 副所長（技術）

気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官

~~佐賀市~~消防防災課長

多久市 防災安全課長

武雄市 防災・減災課長

小城市 防災対策課長

大町町 総務課長

江北町 総務政策課長

白石町 総務課長

佐賀県 政策部（危機管理・報道局）危機管理防災課 副課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 技術監

佐賀県 佐賀土木事務所 副所長

佐賀県 杵藤土木事務所 副所長